

# Bi-Weekly Newsletter

Sep 11, 2019 | ISSUE 28

## I. 統計資料

02

直近5年の法人税加算税申告の現況

## II. 産業ニュース

02

2019年不動産保有税収の推定および要因分析

## III. 最新事例・判例

03

- 取得税減免イシュー(地方税特例制度課-2712,2019.07.12.)
- 現物出資方式法人転換に対する取得税減免にかかる純資産価額を計算する際に、資産から控除する負債に事業無関係負債も含むことは可能か

## (ご案内) 2019改正税法セミナー

- 日程 : 2019年9月19日(木)午後2時~5時(日本語&韓国語それぞれ1.5時間ずつ)
- 場所 : LS龍山タワー2階 ミルホール
- 具体的な日程は “[別添]改正税法セミナーのご案内” 資料をご参照ください。

ご不明な点がございましたら、いつでも下記のパートナーにお問い合わせ下さい。

## Contacts

金祥雲(キム・サンウン)Partner	02 709 0789	swkim@samil.com
黄詰珍(ファン・チョルジン)Partner	02 709 0759	hcj@samil.com
申鉉昌(シム・ヒョンチャン)Partner	02 709 7904	hcshin@samil.com
盧映錫(ル・ヨンソク)Partner	02 709 0877	ysnoh@samil.com
李應典(イ・ウンジン)Partner	02 3781 2309	ejlee@samil.com
李南善(イ・ナムソン)Partner	02 3781 3189	nslee@samil.com

## I. 直近5年の法人税加算税申告の現況

-国税庁国税統計(<https://stats.nts.go.kr/>)

### 主な内容

- 国税庁が公開した資料によると、2014年から2018年までの5年間の法人税加算税申告現況は次の通りである。
- 申告項目は大きく(1)無申告無記帳(2)支出証憑未受取(3)支払調書未提出に分けられ、このうち最も大きい比重を占める項目は(2)の支出証憑未受取と見られる。
- 2018年の場合、前年度に比べて無申告無記帳、支出証憑未受取加算税が増加している。このような加算税が生じないように法人税を申告する際に注意する必要がある。

	(1)無申告無記帳		(2)支出証憑未受取		(3)支払調書未提出		合計	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
2014年	2,901	3,462	24,949	7,117	14,354	10,952	42,367	26,473
2015年	4,693	4,809	34,217	10,948	15,294	14,565	53,215	34,796
2016年	5,749	3,925	42,265	12,722	17,744	18,104	63,573	39,926
2017年	6,713	8,365	41,578	13,117	18,682	19,570	66,451	52,241
<b>2018年</b>	<b>7,070</b>	<b>7,266</b>	<b>43,561</b>	<b>17,704</b>	<b>20,349</b>	<b>14,057</b>	<b>69,334</b>	<b>46,894</b>

## II. 2019年不動産保有税収の推定および要因分析

-国会予算政策処(<https://www.nabo.go.kr/>)

- 韓国の不動産保有税では国税である総合不動産税（以下‘総不税’）と地方税である財産税がある。  
- 每年6月1日基準（課税基準日）で住宅・土地など不動産保有に対して課税
- 国会予算政策処が2019年8月20日に発刊したNABO（韓国予算政策処）推計&税制イシュー（第8号）によると、**2019年不動産保有税収は、公示価格の上昇と総不税法改正効果により前年比2.1兆ウォン増の15.5兆ウォンと推定される。**  
→総不税収は前年比1.2兆ウォン増の3.0兆ウォン、財産税収は0.9兆ウォン増の12.5兆ウォンと推定
- また、2019年不動産保有税収に影響を与える主な要因としては、課税標準を決める公示価格上昇と税率など税負担を決める改正総不税法の施行などがある。
- 公示価格は保有税収に直接的な影響を与える要因で、2019年上昇率は例年に比べて高い水準を記録し、地域別ではソウル・光州などを中心に上昇。
  - 2013～2017年基準公示価格上昇率1%当たり保有税収は住宅2.7%、土地1.3%増加
  - 2019年公示価格は直近5年平均に比べ高い上昇率を記録し、ソウル・光州などを中心に上昇
- ソウル・光州など7地域は個別土地・共同住宅がすべて上昇した反面、釜山・済州など10地域は土地は上昇し、住宅は下落した。
- 2019年の韓国で関心の高い税目の一つである不動産関連税目について理解するとともに、今後国内に不動産投資などを計画している場合は公示価格の動向に注視する必要がある。

### III. 最新事例・判例

-地方税特例制度課-2712,2019.07.12

#### 1. 質問

- 現物出資方式の法人転換に対する取得税減免にかかる純資産価額を計算する際に資産から控除する負債に事業無関係負債も含むことは可能か

#### 2. 回答

- 「地方税特例制限法」第57条の2第4項は「租税特例制限法」第32条により現物出資による法人転換が行われる場合には、事業用固定資産の取得に対し取得税を免除すると規定しており、これに関して「租税特例制限法」第32条第2項、同法施行令第29条第5項および第28条第1項第2号は、新設法人の資本金が法人に転換する純資産価額以上の場合でなければならないと定めている。
- 上記の純資産価額の算定に関しては租税特例制限法施行令第29条第5項により同法施行令第28条第1項第2号を準用するようにしているが、法人設立当時の消滅事業場の資産合計額から引当金を含んだ負債の合計額を控除すると規定している。
- この時に負債の範囲はその負債を控除する対象である資産の範疇に対応することが妥当であり、その資産は上記の算式を定めた租税特例制限法施行令第28条第1項第2号が該当事業に関する主な資産を全て受け継ぐ場合に適用される（同施行令第28条第1項本文）という点などを考慮すると、事業関連性がある資産を意味すると見るのが合理的と言える。
- そのような範疇を有する資産に対応する負債に関しても、別段の他の基準を適用すべき点に関する特別な事情がなければ、事業にかかる金額と解釈すべきと見られる。
- また、現物出資に関しては、裁判所はこれを審査して認可または変更決定をすることになる。その手続は商法第299条の2、第300条などに規定しており、上記の条文には租税特例制限法施行令第28条第1項第2号のような純資産価額の算出に関する算式を定めてこれを審査対象に定めたり、または受け継ぐ資産や負債の調査などと関連して特別な事業関連性の有無を考慮しなければならないなどの内容はない。
- これに伴う裁判所の審査およびそれに関する決定に純資産価額に対する内容があったとしても、この事件争点と根拠条文および純資産価額の算出に関する要件などを別にしたものと、そのまま事案に適用できると見るには難しいと思われる。
- なお、事業に関する負債だからとして消滅事業場の資産合計額から控除する場合でも、その負債に対応した債権などで資産として計上できるものがあるならば、これを上記の負債控除対象資産に加えて純資産価額を計算するのが妥当である。ただし、上記諸般の事情に該当するか否かは課税当局が具体的な事実関係などを確認の上、判断しなければならない。

# [別添]改正税法セミナー案内

## 1. 日時

- (日本語セミナー) 2019年9月19日(木)午後2:00 ~ 3:30 (1時間30分)
- (韓国語セミナー) 2019年9月19日(木)午後4:00 ~ 5:30 (1時間30分)

## 2. 場所

- 三逸会計法人 LS龍山タワー2階 ミルホール (ソウル市 龍山区 漢江大路92)

## 3. テーマ

- 2020年度の主な税法改正内容

- ✓ [法人税法]

業務用乗用車運行記録部作成義務の緩和、寄付金税制支援の拡大、リース関連税務処理基準の整備、支払明細書提出負担の緩和など

- ✓ 租税特例制限法 :

生産性向上施設など投資税額控除適用対象の拡大および控除率の上方修正、新成長・基礎技術R&D費用税額控除などの拡大、ストックオプション行使利益の非課税拡大など

- ✓ 付加価値税法 :

貸倒税額控除適用期限の拡大、控除しない仕入税額範囲の明確化、付加価値税加算税規定の合理化など

- ✓ 国際租税調整に関する法律 :

国際取引資料提出にかかる過怠金の強化、租税条約の解釈・適用原則の新設、国際取引関連重複資料提出の整備など

- ✓ 相続税および贈与税法 :

筆頭株主割り増し評価制度の改善、特殊関係会社への業務委託株式保有比率の明確化、家業相続制度の実効性向上など

- ✓ その他税法 :

非上場株式など証券取引税の引き下げ、期限後申告に対する納税者負担緩和、修正申告時の過少申告加算税減免率調整、国税還付金遅延支払時、加算金利率の上方修正など

## 4. 講師

- 三逸会計法人(李承澈 / 原山道崇)
- PwC関税法人、法務法人 正安